毒劇１５号（別記第６号様式）

**特定毒物研究者許可申請書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者の欠格条項 | (1) | 法第１９条第４項の  規定により許可を  取り消されたこと |  |
| (2) | 毒物若しくは劇物又は  薬事に関する罪を犯し  又は罰金以上の刑に  処せられたこと |  |
| 主たる研究所の所在地及び名称 | | |  |
| 特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目 | | |  |
| 備　　　　　　　　　　考 | | |  |

上記により、特定毒物研究者の許可を申請します。

　年　　　月　　　日

住　　所

氏　　名

福岡市保健所長　様

【添付書類】

１　付近の見取図

２　設備の概要図（保管庫の見取図を含む。正面図に縦×横×奥行の寸法を記載すること）

３　申請者の履歴書（現在の職業の内容については詳細を記載すること）

４　申請者の診断書（３か月以内のもの）：別紙１

毒物及び劇物取締法第６条の２第３項第１号及び第２号に該当しないことを証するもの

５　使用する特定毒物の品目書（使用する特定毒物の品目の全てを申請書に記載できない場合）

６　申請者が毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用する

ことを必要とすることを示す書類

　(1)特定毒物を学術研究のため製造又は使用する者

・大学において、薬学、医学、化学その他毒物及び劇物に関係ある学科を専攻修了したことを

証する書類※

・特定毒物を製造又は使用する研究内容

(2)農業試験場、食品メーカー等において比較的高度の化学的知識を必要としない事項のみに

つき、研究を必要とする者

・毒物劇物取扱責任者（農業用品目）と同等以上の資格を証する書類※

(3)水質汚濁防止法等の規定に基づく分析研究を実施するため、標準品としてのみ特定毒物を

使用する者

・毒物劇物取扱責任者（一般）と同等以上の資格を証する書類※

※資格を証する書類（薬剤師免許証、卒業証明書、試験合格証等）については、各衛生課で

原本照合を行うので、原本及び写しが必要であること。なお、開設者による原本証明済みの

写しに代えてもよい。

【記載要領】

１　申請者の欠格条項欄

「有り」又は「無し」を記載すること。

２ 研究所の所在地及び名称欄

主たる研究所の所在地及び名称を記載すること。

３ 特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目欄

(1)研究事項及び使用する特定毒物の品目を具体的に記載すること。

なお、欄に入らない場合は、「別添のとおり」と記載し、別添に添付してもよい。

(2)農業試験場、食品メーカー等において農業関係の特定毒物の効力、有害性又は残効性等の

研究のみを行い、これ以外の特定毒物の研究を行わない者にあっては、その旨を記載する

こと。

(3)水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、大気汚染

防止法(昭和43年法律第97号)等 の規定に基づく分析研究実施するため、標準品として

のみ特定毒物を使用し、それ以外の用途には使用しない者にあっては、その旨を記載する

こと。